

雇用保険一般被保険者のうち対象外となる者について

雇用保険一般被保険者のうち、役員及び役員の特殊関係者がいる場合は、該当する欄に人数を記載してください。

	事業所の名称	雇用保険適用 事業所番号	一般被保険者である役員及び役員の特殊関係者数	
			計画開始時	計画終了時
1			人	人
2			人	人
3			人	人
4			人	人
5			人	人
6			人	人
7			人	人
8			人	人
9			人	人
10			人	人
		計	人	人

(注1) 雇用保険一般被保険者のうち、役員(使用人兼務役員)及び役員の特殊関係者は、税法上、雇用保険一般被保険者から除外することとなる。

(注2) 役員の特殊関係者には、以下の者が含まれる。

1. 役員の子族
2. 役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
3. 上記1、2以外の者で役員等から生計の支援を受けているもの
4. 上記2、3の者と生計を一にするこれらの者の親族

(注3) 該当する雇用保険適用事業所数が10を超える場合は、必要に応じて追加すること。